

# レセプトオンライン接続サービス 契約約款

(2022年4月)

株式会社QTnet

## 第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社は、レセプトオンライン接続サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりレセプトオンライン接続サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更またはこの約款を廃止し当社の他の約款へ統合することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 レセプトオンライン接続	主として審査支払機関が構築するレセプトのオンライン請求ネットワークとのデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体して設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。）
4 レセプトオンライン接続サービス	レセプトオンライン接続を使用して行う電気通信サービス
5 レセプトオンライン接続サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりレセプトオンライン接続サービスを提供する当社の事業所
6 レセプトオンライン接続サービス取扱所	レセプトオンライン接続サービスに関する業務を行う当社の事業所
7 レセプトオンライン接続契約	レセプトオンライン接続サービスの提供を受けるための約款に基づく契約
8 レセプトオンライン接続契約者	当社との間でレセプトオンライン接続契約を締結している者
9 契約者回線	コンピュータ通信網サービス第3種契約、及びIP通信網サービス契約（第1種契約者回線）に基づいて設置される電気通信回線
10 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
11 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの

12 自営端末設備	レセプトオンライン接続契約者が設置する端末設備
13 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（1984年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14 相互接続点	当社と審査支払機関との間の接続に係る電気通信設備の接続点
15 相互接続通信	相互接続点を經由する通信
16 消費税相当額	消費税法（1988年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（1950年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される 地方消費税の額

## 第2章 レセプトオンライン接続サービスの提供区域等

（レセプトオンライン接続サービスの提供区域等）

第4条 当社のレセプトオンライン接続サービスは、別記1に定める提供区域等において提供します。

## 第3章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、契約者回線1回線ごとに最低1以上のレセプトオンライン接続契約を締結します。

2 レセプトオンライン接続契約者は、1のレセプトオンライン接続契約につき1人に限ります。

(契約申込をすることができる者の条件)

第6条 レセプトオンライン接続契約の申込みをすることができる者は、次のいずれかの電気通信サービスを利用するものに限ります。

- (1) 当社のコンピュータ通信網サービス契約約款に基づき提供する電気通信サービス(第3種に限ります)。
- (2) 当社のIP通信網サービス契約約款に基づき提供する電気通信サービス(第1種契約者回線に限ります)。

(契約申込の方法)

第7条 レセプトオンライン接続契約の申込みは、当社が定める方法により、当社に対し、行っていただきます。

(契約申込の承諾)

第8条 当社は、レセプトオンライン接続契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、レセプトオンライン接続契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) レセプトオンライン接続契約の申込みをした者が、レセプトオンライン接続サービスに係る料金又は登録に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) レセプトオンライン接続契約の申込みをした者が、過去に第13条(当社が行うレセプトオンライン接続契約の解除)に定める理由により解除されたことがあるとき、又は過去に第16条(利用停止)に定める理由により利用停止を受けたことがあるとき、若しくはその恐れがあるとき。
- (3) 申込の際に申告事項に虚偽の記載があったとき。
- (4) レセプトオンライン接続サービスを提供することが技術的その他の理由により困難なとき。
- (5) 当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (6) その他当社が適当でないと判断したとき。

3 当社は、本条第1項の規定にかかわらず、当社の第3種コンピュータ通信網サービス、又はIP通信網サービス(第1種契約者回線)の契約を締結していない又は契約申込みをしていない者の契約の申込みについては、その契約の申込を承諾しません。

(提供開始日)

第9条 レセプトオンライン接続サービスに係わる申込みに基づき、当社が当該サービスの登録を完了した日をレセプトオンライン接続サービスの提供を開始した日とします。

(契約事項の変更)

第10条 レセプトオンライン接続契約者は、機関種別、業種区分、機関名称等当社に対して届け出た契約事項に変更があったときは、速やかに当社所定の方法によりその旨を通知するものとします。

2 当社は前項の契約事項の変更の通知があった場合、第8条（レセプトオンライン接続契約申込の承諾）の規定に準じて取扱います。

(利用権の譲渡の禁止)

第11条 レセプトオンライン接続サービスに係る利用権（レセプトオンライン接続契約者がレセプトオンライン接続契約に基づいてレセプトオンライン接続サービスの提供を受ける権利をいいます。）は、譲渡することはできません。

(レセプトオンライン接続契約者が行うレセプトオンライン接続契約の解除)

第12条 レセプトオンライン接続契約者は、レセプトオンライン接続契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により当社に通知していただきます。なお、当該通知が当社に到達した月の月末をもって、レセプトオンライン接続契約の解除を行います。

(当社が行うレセプトオンライン接続契約の解除)

第13条 当社は、第16条（利用停止）の規定によりレセプトオンライン接続サービスの利用を停止されたレセプトオンライン接続契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのレセプトオンライン接続契約を解除することがあります。

2 当社は、次の場合には、前項の規定にかかわらず、レセプトオンライン接続サービスの利用停止をしないでそのレセプトオンライン接続契約を解除することができるものとします。

(1) レセプトオンライン接続契約者が第16条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合、又は申込の際に申告事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。

3 当社は、第3種コンピュータ通信網サービス、又はIP通信網サービス（第1種契約者回線）の契約を解除したときは、そのレセプトオンライン接続サービスの契約を解除します。

4 当社は、前3項の規定によりそのレセプトオンライン接続契約を解除しようとするときは、原則としてあらかじめレセプトオンライン接続契約者にそのことをお知らせします。ただし、レセプトオンライン接続サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるときは、この限りではありません。

(その他の提供条件)

第14条 レセプトオンライン接続契約に関するその他の提供条件については、別記2、3に定めるところによります。

## 第4章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第15条 当社は、次の場合には、レセプトオンライン接続サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社又の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第18条(通信利用の制限)の規定により、レセプトオンライン接続サービスの利用を中止するとき。
  - (3) コンピュータ通信網サービス契約約款、又はIP通信網サービス契約約款により、その契約者回線の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりレセプトオンライン接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをレセプトオンライン接続契約者にお知らせします。  
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第16条 当社は、レセプトオンライン接続契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヵ月以内で当社が定める期間(そのレセプトオンライン接続サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったレセプトオンライン接続サービスに係る料金、登録に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのレセプトオンライン接続サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
  - (2) 第31条(利用に係るレセプトオンライン接続契約者の義務)の規定に違反したとき
  - (3) コンピュータ通信網サービス契約約款、又はIP通信網サービス契約約款により、その契約者回線の利用を停止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりレセプトオンライン接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をレセプトオンライン接続契約者に通知します。
- 3 本条に基づきレセプトオンライン接続サービスの利用停止がなされた場合でも、レセプトオンライン接続契約が解除されるまでの期間のレセプトオンライン接続サービスに係る料金等を支払う義務を負います。

## 第5章 通 信

(通信の条件)

第17条 レセプトオンライン接続契約者は、審査支払機関が運営するレセプトのオンライン請求ネットワーク相互間に限り通信することができます。

(通信利用の制限)

第18条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることができます。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記9に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信者の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しく輻輳したとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

## 第6章 料金等

### 第1節 料金及び登録に関する費用

(料金及び登録に関する費用)

第19条 当社が提供するレセプトオンライン接続サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

### 第2節 料金等の支払義務

(基本料金の支払義務)

第20条 レセプトオンライン接続契約者は、その契約に基づいて当社がレセプトオンライン接続サービスの申込登録を行った日もしくは契約者回線が開通した日のいずれか遅い方の日を含む暦月の翌々暦月から起算して、契約の解除があった日を含む暦月までの期間について、料金表第1表第1（基本料金）に規定する基本料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりレセプトオンライン接続サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合には、レセプトオンライン接続契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、レセプトオンライン接続契約者は、次の表に規定する場合を除いて、レセプトオンライン接続サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 レセプトオンライン接続契約者の責めによらない理由により、そのレセプトオンライン接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのレセプトオンライン接続サービスについての基本料金。
2 移転に伴って、レセプトオンライン接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（レセプトオンライン接続契約者の都合によりレセプトオンライン接続サービスを利用しなかった場合であって、その契約者回線を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日を含む料金月の翌料金月から起算して、利用できるようになった日を含む料金月までの期間に対応するそのレセプトオンラインサービスについての基本料金。

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、これをお返しします。

（登録費の支払義務）

第21条 レセプトオンライン接続契約者は、契約の申込みを請求し、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（登録費）に規定する登録費の支払いを要します。

ただし、登録の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその登録費が支払われているときは、当社は、その登録費をお返しします。

2 登録の着手後完了前に解除があった場合は、前項の規定にかかわらず、レセプトオンライン接続契約者は、その登録に要した費用を負担しこの場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額（税抜額）に消費税相当額を加算した額とします。

### 第3節 料金の計算等

（料金の計算等）

第22条 料金の計算方法並びに料金及び登録に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

### 第4節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第23条 レセプトオンライン接続契約者は、料金又は登録に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（税抜額）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第24条 レセプトオンライン接続契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第8章 保 守

(レセプトオンライン接続契約者の維持責任)

第25条 レセプトオンライン接続契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(レセプトオンライン接続契約者の切分責任)

第26条 レセプトオンライン接続契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、レセプトオンライン接続契約者から要請があったときは、当社は、レセプトオンライン接続サービス取扱局において試験を行い、その結果をレセプトオンライン接続契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、レセプトオンライン接続契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、レセプトオンライン接続契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額（税抜額）に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第27条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第18条（通信利用の制限）の規定より優先的に取扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記9に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者回線を収容するコンピュータ通信網サービス取扱局又はアクセスポイントの場所を変更することがあります。

## 第9章 損害賠償

### (責任の制限)

第28条 当社は、レセプトオンライン接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのレセプトオンライン接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、レセプトオンライン接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、対応するそのレセプトオンライン接続サービスに係る料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりレセプトオンライン接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

### (免責)

第29条 当社は、レセプトオンライン接続契約に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、レセプトオンライン接続契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるとき

- は、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
  - 3 当社は、この約款等に定める利用停止、利用中止により、レセプトオンライン接続契約者に損害を与えた場合、この約款等に別に定めがある場合を除きその損害についていかなる責任も負いません。
  - 4 当社は、レセプトオンライン接続サービスを提供するにあたって、当社以外の電気通信事業者に起因する障害等により発生する損害について、いかなる責任も負いません。
  - 5 当社は、レセプトオンライン接続サービスの提供に関し、レセプトオンライン接続契約者に対して、この約款等に定める以外のいかなる責任も負いません。

## 第10章 雑 則

### （承諾の限界）

第30条 当社は、レセプトオンライン接続契約者から登録その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由を請求をしたレセプトオンライン接続契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

### （利用に係るレセプトオンライン接続契約者の義務）

第31条 レセプトオンライン接続契約者は、次のことを守っていただきます。

- （1）本サービスを診療報酬等の請求に関する目的以外の用途で使用しないこと。
- （2）通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- （3）不正にアクセスを行わないこと。
- （4）ウイルスに感染したファイルを送信しないこと。
- （5）当社がレセプトオンライン接続契約者に割当てする認証ID等（レセプトオンライン接続サービスを利用するために割当てする英字及び数字の組合せからなる符号をいいます）を第三者に使用させないこと並びに第三者への貸与、譲渡、売買及び担保の目的に供しないこと。

### （レセプトオンライン接続契約者の機関名称等の通知）

第32条 当社は、審査支払機関から請求があったときは、レセプトオンライン接続契約者の機関名称等を審査支払機関に通知することがあります。

### （レセプトオンライン接続サービスの提供範囲）

第33条 当社は、この約款の規定によるレセプトオンライン接続サービスを本邦内に限り提供します。

- 2 当社が提供するレセプトオンライン接続サービスの範囲は、相互接続点までとします。この場合において、当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信設備及び相互接続通信に係る通信の品質を保証しません。

### （レセプトオンライン接続サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧）

第34条 レセプトオンライン接続サービスにおける基本的な技術的事項は、契約者回線で定めるとおりとします。

- 2 当社は、当社が指定するレセプトオンライン接続サービス取扱所において、レセプトオンライン接続サービスを利用するうえで参考となる別記10の事項を記載した技術資料を

閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第35条 レセプトオンライン接続サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記4から8に定めるところによります。

(閲覧)

第36条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

## 別 記

### 1 レセプトオンライン接続サービスの提供区域

当社のレセプトオンライン接続サービスの提供区域は、次に掲げる県の区域において提供します。

県の区域
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

ただし、当社が別に定める区域において提供します。

### 2 レセプトオンライン接続契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併によりレセプトオンライン接続契約者の地位の承継があった時は、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書面を添えて、すみやかにレセプトオンライン接続サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、相続人が2人以上ある時は、その内の1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した時も同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人の内の1人を代表者として取扱います。

### 3 レセプトオンライン接続契約者の氏名等の変更

- (1) レセプトオンライン接続契約者は、その機関名称、その他レセプトオンライン接続契約に必要な事項について変更があった時は、そのことをすみやかにレセプトオンライン接続取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 前項に規定する変更の申し出を怠ったことにより不利益を被った場合でも、当社はその一切の責任を負わないものとします。

### 4 自営端末設備の接続

- (1) レセプトオンライン接続契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続しようとするときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定したものをいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社指定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続により事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2) の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) レセプトオンライン接続契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときについても、(1) から(4) の規定に準じて取扱います。
- (6) レセプトオンライン接続契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備をとりはずしたときは、当社に通知していただきます。

## 5 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、レセプトオンライン接続契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、レセプトオンライン接続契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、レセプトオンライン接続契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

## 6 自営電気通信設備の接続

- (1) レセプトオンライン接続契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則（1985年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) レセプトオンライン接続契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定準じて取り扱います。
- (7) レセプトオンライン接続契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

## 7 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取扱います。

## 8 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（1985年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

## 9 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(1950年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

## 10 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件
(1) 物理的条件 (2) 電氣的条件 (3) 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

## 料金表

### 通 則

#### (基本料金の計算方法)

- 1 当社は、レセプトオンライン接続契約者が契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 利用料については日割しません。ただし、第20条(基本料金の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するときは、利用料の基本額をその利用日数に応じて日割します。
- 3 2の規定による利用料の基本額の日割は、暦日数により行います。この場合、第20条第2項の表に規定する料金の算定当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

#### (料金等の支払い)

- 4 レセプトオンライン接続契約者は、料金及び登録に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する方法において支払っていただきます。
- 5 レセプトオンライン接続契約者は、料金及び登録に関する費用については支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

#### (料金の一括後払い)

- 6 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### (端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### (消費税相当額の加算)

- 8 約款第20条(基本料金の支払義務)から第21条(登録費の支払義務)までの規定等により料金表に定める料金支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)により計算した額とは差が生じる場合があります。

#### (料金等の臨時減免)

- 9 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は登録に関する費用を減免することがあります。
- 10 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のレセプトオンライン接続サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

## 第1表 料金

### 基本料金

#### 1 適用

区 分	内 容	
(1) 品目に係る料金の適用	当社は料金表を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。	
	品目	内容
	レセプトオンライン接続サービス	契約者回線を使用して審査支払機関が運営するレセプトのオンライン請求ネットワークと通信ができるもの
	備考	
	1 当社は、相互接続点を介して接続している電気通信設備及び相互接続通信の品質を保証しません。 2 当社は、本サービスを利用するために必要な認証ID等(本サービスを利用するために割当てする英字及び数字の組合せからなる符号をいいます)を付与します。 3 当社の営業時間(土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(1948年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日をいいます。)を除く毎日午前9時から午後5時50分までの時間をいいます。以下同じとします。)外に、本サービスについて修理又は復旧を受けたときに、その受け付け時刻以降の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行います。	

#### 2 料金額

##### (1) 基本料金

区 分	単 位	月額料金
レセプトオンライン接続サービス	1のIDごとに	600円 (税込額660円)

## 第2表 登録に関する費用

### 第1 登録費

#### 1 適用

区 分	内 容
(1) 登録費の適用	登録費は、登録を要することとなる1のIDごとに適用します。

#### 2 登録費の額

区 分	単 位	登録費の額
登録費	1のIDごとに	2,000円 (税込額2,200円)

## 附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、2008年10月16日から実施します。

(実施期日)

- 1 この約款は、2022年4月1日から実施します。